

○江別市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱

平成29年9月25日市長決裁

江別市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱
(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して計画する地域公益事業の内容及び事業区域における需要等について、公正かつ中立な意見の聴取等を行うため、江別市地域公益事業等に関する地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会福祉法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げる事項のほか、必要に応じて次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- (2) 地域の関係者による取組及び課題の共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか協議会が必要と認める事項
(委員等)

第4条 協議会は、委員24人以内をもって組織し、委員は、江別市社会福祉審議会条例（昭和48年条例第48号。以下「条例」という。）第1条に規定する江別市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の委員をもって充てる。

2 協議会に会長、副会長及び職務代理者を置き、それぞれ審議会の会長、副会長及び職務代理者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 職務代理者は、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人の担当者その他の委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業又は協議会が協議しようとする事項が第1項の規定により設置した部会の所管事項のみに係るものであるときは、当該部会に協議を委任することができる。この場合において、部会長は、協議の結果を会長に報告しなければならない。
(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部管理課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。